

高松市 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

1. 当初申請

ア. 住戸

住戸の数	手数料の額（円）		
	適合証あり※	適合証なし	誘導仕様基準
1戸	6,000 円	39,000 円	21,000 円
2戸～5戸	11,000 円	77,000 円	38,000 円
6戸～10戸	18,000 円	107,000 円	54,000 円
11戸～25戸	30,000 円	151,000 円	76,000 円
26戸～50戸	49,000 円	215,000 円	113,000 円
51戸～100戸	88,000 円	308,000 円	172,000 円
101戸～200戸	139,000 円	416,000 円	243,000 円
201戸～300戸	175,000 円	545,000 円	314,000 円
301戸～	187,000 円	641,000 円	357,000 円

イ. 共用部分

面積	手数料の額（円）	
	適合証あり※	適合証なし
300㎡以内	11,000 円	121,000 円
300㎡超～2,000㎡以内	30,000 円	198,000 円
2,000㎡超～5,000㎡以内	88,000 円	307,000 円
5,000㎡超～10,000㎡以内	139,000 円	394,000 円
10,000㎡超～25,000㎡以内	175,000 円	470,000 円
25,000㎡超	219,000 円	548,000 円

ウ. 住宅以外の部分

面積	手数料の額（円）		
	適合証あり※	適合証なし(モデル建物法)	適合証なし
300㎡以内	11,000 円	97,000 円	266,000 円
300㎡超～2,000㎡以内	30,000 円	161,000 円	421,000 円
2,000㎡超～5,000㎡以内	88,000 円	259,000 円	598,000 円
5,000㎡超～10,000㎡以内	139,000 円	338,000 円	733,000 円
10,000㎡超～25,000㎡以内	175,000 円	404,000 円	863,000 円
25,000㎡超	219,000 円	475,000 円	986,000 円

※「適合証」とは

- ・省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証
- ・品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する適合証

★認定申請手数料は、上記アからウまでの区分に応じ当該額を合算した額となります。

2. 変更申請

変更認定申請手数料は、変更に係る部分の1. アからウまでの区分に応じ当該額を合算した額の2分の1の額となります